

甲賀市の 財政事情

健全化判断比率および
資金不足比率をお知らせします

平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が施行されました。

この法律は、毎年度、財政の健全化判断比率および資金不足比率を算定し、その比率に応じて必要な措置を行うことにより、地方公共団体の財政の悪化を防ぐことを目的としています。

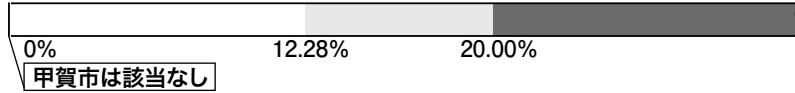
これらの数値は、監査委員の審査後、議会へ報告するとともに市民の皆さんへの公表が義務づけられています。（平成19年度決算から）

早期健全化基準
イエローカード

財政再生基準
レッドカード

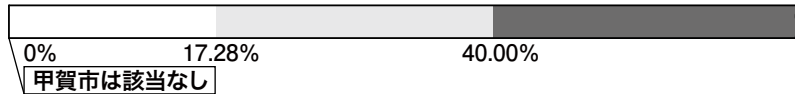
■実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの



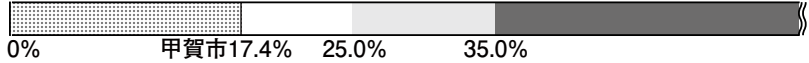
■連結実質赤字比率

地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの



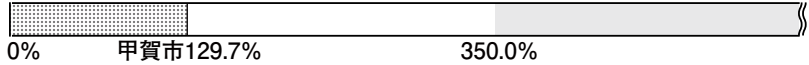
■実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの



■将来負担比率

一般会計等の借入金（地方債）や支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの



■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

甲賀市は該当なし

5つの指標で判断します。

財政の健全度を判断するには

健全化判断の対象

健全化判断比率の算定は、一般会計だけでなく、市の財政運営に影響を及ぼす公営企業会計、一部事務組合及び第三セクタール等への財政負担なども対象となります。

将来を見据えた健全な財政運営を

甲賀市の平成19年度決算から見た場合、当市の財政状況は国が基準として示した各比率を下回り、すでに財政破たんが危ぶまれる状況にはありません。しかし合併までにそれぞれ

地方公共団体			一部行政事務組合	地方公社 第三セクター等
普通会計	特別会計	公営企業会計		
実質赤字比率		資金不足比率		
連結実質赤字比率				
実質公債費比率				
将来負担比率				
甲賀市			・甲賀広域行政事務組合 ・公立甲賀病院 ・市町村研修センター ・市町村職員退職手当組合 他	・滋賀県土地開発公社 ・信楽高原鉄道(株) ・道の駅あいの土山(株) ・(財)土山町緑のふるさと振興会 ・(財)あいの土山体育文化振興会 ・(有)グリーンサポートこうか 他
普通会計	特別会計	公営企業会計		
・一般会計 ・土地取得 ・野洲川基幹水利施設管理 ・鉄道経営安定対策基金 ・鉄道施設整備基金	・国民健康保険 ・老人保健医療 ・介護保険 ・国民健康保険診療所	・病院 ・水道 ・公共下水道 ・農業集落排水		

の町で実施してきた事業や、合併以降、引き継ぎで実施した事業、また、安心・安全を第一に新市になって最優先事業として進めた義務教育施設の耐震化などにより、公債費（借金の返済額）や市債残高（借金の残高）は増大してきており、厳しい財政運営を強いられていることに違いはありません。

さらに、地方分権のなかで国や県から権限移譲が進められる一方で、地方交付税の削減と税源移譲が予想を大きく下回ったことにより、事業推進で不足する財源を基金（預貯金）から補てんし、残高も年々少なくなっています。さらに、世界同時不況による景気後退による影響が市内企業に及ぶことも懸念され、大きく税が伸びることを期待できないこともあり、収入確保が非常に難しくなってきたという状況下で、財政の健全化に向けた具体策を講じていくことが喫緊の最重要課題となります。

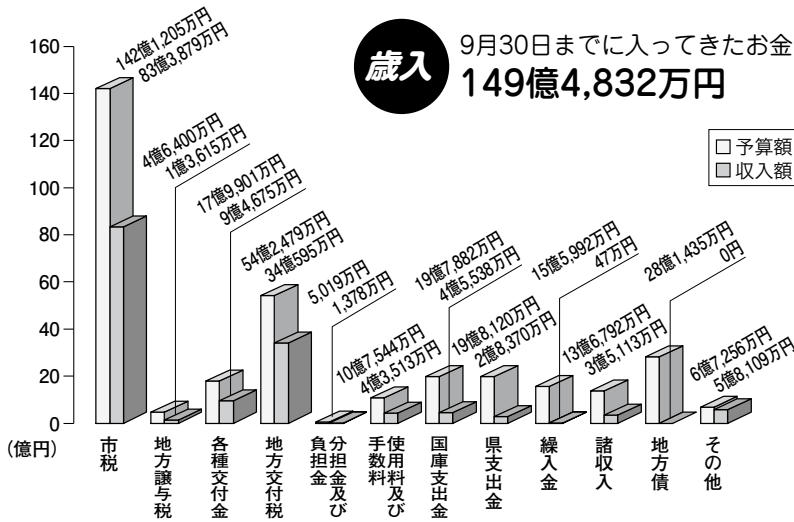
こうしたなか「稼ぐ・削る・守る」をキーワードに、新たな企業誘致や税等の滞納解消を含めた税収確保はもちろん、行政改革推進計画に基づき、スケールメリットを活かした行政コストの削減を図り、強い基盤を整えていきます。

市の予算執行状況

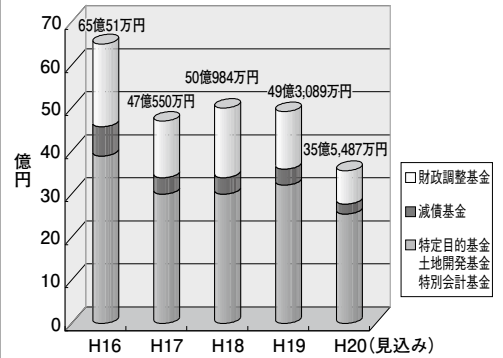
地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、平成20年4月1日から9月30日までの甲賀市予算の状況をお知らせします。

一般会計

市の基本となる会計です



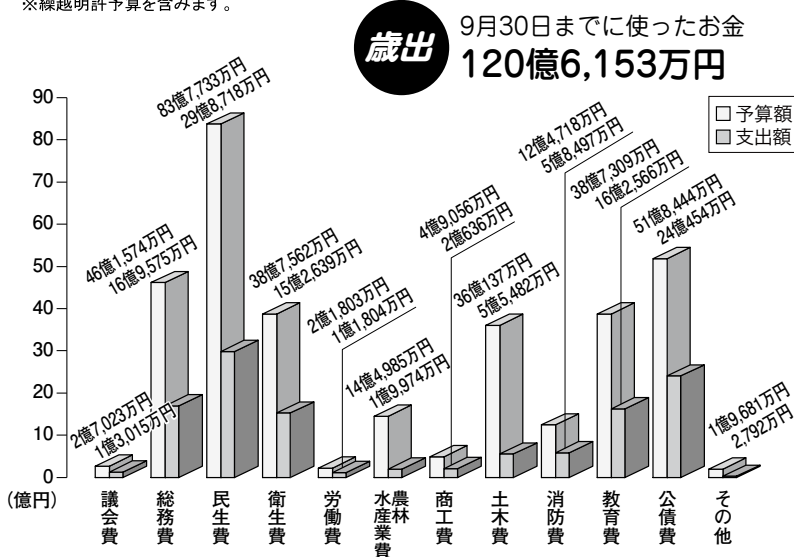
基金残高



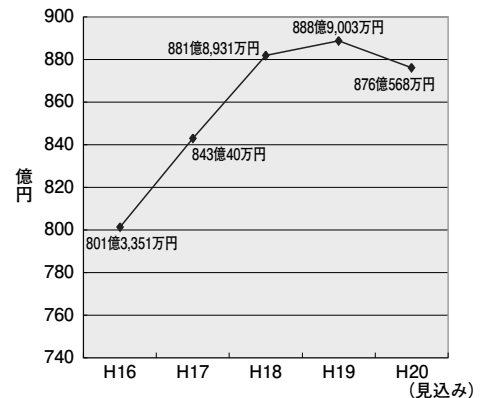
※基金残高は、全会計の合算から、「住みよさと活気あふれるまちづくり基金」を除いています。この基金は、合併した市町村振興のため合併特例債という特別な借金をして積立をしています。平成20年度末の残高は、38億1,000万円、平成41年3月まで返済をします。

一般会計 歳入歳出予算額 334億25万円

※繰越明許予算を含みます。



市債残高



※市債残高は、特別会計・企業会計を含む全会計の合算です。

特別会計

市が特定の事業を行うための会計です

	歳入		歳出		
	予算額	収入額	予算額	支出額	
特別会計	国民健康保険	83億9,430万円	30億6,066万円	83億9,430万円	35億9,564万円
	老人保健医療	9億1,281万円	6億7,364万円	9億1,281万円	7億1,729万円
	後期高齢者医療	12億1,680万円	3億6,068万円	12億1,680万円	5億3,780万円
	介護保険	42億8,159万円	17億1,390万円	42億8,159万円	17億4,128万円
	公共下水道事業	48億4,248万円	8億7,260万円	48億4,248万円	15億1,306万円
	農業集落排水事業	16億1,942万円	5,585万円	16億1,942万円	3億8,033万円
	土地取得事業	4億1,572万円	1,378万円	4億1,572万円	544万円
	野洲川基幹水利施設管理事業	1,504万円	108万円	1,504万円	19万円
	鉄道経営安定対策基金	2,190万円	104万円	2,190万円	104万円
	鉄道施設整備基金	3,274万円	103万円	3,274万円	103万円
	国民健康保険診療所	5億3,164万円	9,142万円	5億3,164万円	2億2,576万円
	企業会計	病院事業	9億7,506万円	4億1,510万円	10億4,049万円
水道事業		45億549万円	12億8,540万円	52億8,834万円	12億8,740万円

※支出済額が収入済額を上回っている会計がありますが、市全体の現金で運用しているためです。※企業会計の予算額・収入額・支出額は、「収益的収入・支出」と「資本的収入・支出」の合算